

令和2年4月27日
(令和4年6月13日更新)
出入国在留管理庁

ワーキング・ホリデーで在留していた帰国困難者に対する 在留諸申請の今後の取扱いについて

これまで出入国在留管理庁においては、「特定活動」(ワーキング・ホリデー)により本邦に在留する方で、新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難の方(以下「帰国困難者」といいます。)については、引き続きワーキング・ホリデーに係る活動を希望する場合、原則として6か月の在留期間更新を許可してきました。

また、帰国困難者として、「特定活動」(ワーキング・ホリデー)の在留資格から「短期滞在」の在留資格へ変更し在留中の方であって、帰国困難な事情が継続している方については、「特定活動(6か月)」(ワーキング・ホリデー)への在留資格変更を許可してきました。

しかしながら、出入国者数が増加している状況等を踏まえ、今後は、帰国困難者について以下のとおり取り扱うこととします。

1 今後の取扱い

(1) 現在、帰国困難者として、「特定活動」(ワーキング・ホリデー)により本邦に在留する方は、以下のとおり更新を許可します。

① 在留期限が令和4年6月29日までの方

「特定活動(4か月)」

② 在留期限が令和4年6月30日以降の方

「特定活動(4か月)」※今回限り

注) 帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなり、以降の在留期間の更新は認められません。今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。

(2) 帰国困難者として、「特定活動」(ワーキング・ホリデー)の在留資格から「短期滞在」の在留資格へ変更し在留中の方であって、再度「特定活動」(ワーキング・ホリデー)への変更在留を希望する方は、以下のとおり対応します。

① 在留期限が令和4年11月1日までの方

「特定活動(4か月)」(ワーキング・ホリデー)※今回限り

注) 帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなり、以降の在留

期間の更新は認められません。今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。

②在留期限が令和4年11月2日以降の方

コロナ帰国困難を理由とした「特定活動」への変更は認められません。

2 提出資料

帰国が困難であることについて、空港閉鎖や移動制限等により居住地に帰ることが困難な状況にあることが分かる資料を提出してください。また、上記1（1）②又は（2）①に該当する方（今回限りの更新又は変更を希望する方）は、上記の提出資料に加えて、「[確認書](#)」の提出が必要です。